

第3回定例会一般質問

2018. 9. 12

(堤 県議)

日出生台での日米共同訓練について

5月16日に米軍関係者が、今年10月から12月にかけて行われる日米共同訓練のために日出生台を視察したことが明らかになりました。視察については大分県に事前に何ら説明がなかったことも問題です。これまで日出生台では1987年から2012年にかけて日米共同訓練が5回実施され、さらに今年2月には4年連続13回目の米海兵隊による実弾射撃訓練が実施されてきました。

今回の共同訓練では、普天間基地所属のオスプレイも参加するとなっています。このオスプレイは、これまでも大変危険な輸送機として指摘されており、事故率も2017年までの5年間で1.93%から3.27%と1.7倍へと上昇しています。昨年8月にエンジントラブルで大分空港に緊急着陸したことも、まだ記憶に新しいところです。共産党としてこれまで「日米共同訓練の中止」を求め、防衛省や九州防衛局などにも要請してきました。また大分県も四者協として「米海兵隊との実動訓練は行わないよう配慮願いたい」と要請しています。この要請について、8月22日の我が党と防衛省との意見交換では、「大分県の要請は防衛大臣や米軍に伝わっているのか」という問いに対し「把握していない」という返答であり、その後確認したところ「答えられない」という驚くべき返答でした。

また、場所が決まれば「地元の了解を得るよう努める」という回答もありました。裏返せば了解が得られなければ訓練はできないということになります。

知事として、「日米共同訓練は受け入れられない」という認識に変わりはないのでしょうか。また、大分県の意向を防衛大臣や米軍まできちんと伝えるよう求めるべきと考えますが、併せて答弁を求めます。

(知事)

日出生台での日米共同訓練について、日出生台演習場での米軍の実弾射撃訓練は、日米安全保障体制の枠組みの中で、沖縄の基地負担軽減のため、苦渋の決断をして受け入れたところです。

国に対し、将来にわたる米軍実弾射撃訓練の縮小・廃止を強く求めてきたと

ころであり、そのことに変わりはありません。

こうした中、防衛省は本年4月6日に、米海兵隊との実動訓練、これは日米共同訓練のことですが、この訓練を陸上自衛隊西部方面隊担当として、10月から12月の間2週間程度実施することを発表しており、この訓練には、普天間飛行場に所在するMV-22 オスプレイ等の参加も予定されています。

オスプレイについては、他県で緊急着陸する事案が多く発生しており、昨年8月には大分空港にも緊急着陸したところです。1年経過した現在もその原因がわかっておらず、県民の不安も大きいものがあります。

今年度の日米共同訓練は、沖縄の負担軽減を図るための措置であることは理解していますが、それについては、本県は既に米軍の実弾射撃訓練を受け入れており、これ以上の負担は受け入れられないと考えています。

こうしたことから、県と地元市町で構成する四社協では、去る5月21日に九州防衛局長に対し、「米海兵隊との実動訓練を日出生台演習場で行わないよう配慮願いたい」等の要請を行ったところです。

その際、九州防衛局を通じて防衛大臣にも同様の要請をしております。また、防衛省を通じて米軍にもしっかり伝えるよう強く要請したところです。

今後も、県民の安全確保を第一に考え、引き続き国に対し、粘り強く、将来にわたる訓練の縮小・廃止を求めていきたいと考えています。

(堤 県議)

ぜひ四社協との協定等の問題はしっかりとやって頂きたいと思っておりますし、米軍と防衛大臣に要請していると、その回答は防衛大臣・米軍、これはどういう意思があったのか教えて下さい。

(知事)

6月の下旬に九州防衛局の職員と面談した際に、5月21日に四社協として要望した内容は米軍にも伝わっていますかという質問をしました。

それに対しまして、防衛省を通じて米軍に伝えているという回答がありました。防衛大臣に対しては、5月に防衛大臣あての要望書を持って行っておりますから、当然上に上がっていると考えております。

(堤 県議)

米軍にそう伝わっているという認識でよろしいですね。結局私たちが防衛省と交渉した時、防衛省としては詳細については回答を控えるとか、さらには米軍について伝わったかというのにも答えられないとか、そういう回答でした。いま知事の方から明確に米軍の方に伝わったということですから、是非大分県としての立場は米軍にも分かっているという点では最初の方の方向通りで強めて頂きたいと思います。

続いてメガソーラーの建設についてお伺いします。

日本共産党は「原発から再生可能エネルギーへの転換」を推進するよう取り組みを強めています。最近では全国的に太陽光発電施設建設による山林破壊や住民とのトラブルが続出しています。今回大分市杉原地区に、約 20 メガの太陽光発電所を建設するという計画があります。この地域は梅が丘やロングヒルといった住宅が立ち並ぶ静かな地域です。住民は、約 28 ha の開発で太陽光発電施設建設による大量の雨水流出による洪水や土砂崩れ、騒音、反射光、景観、工事車両の通行、西日本豪雨災害でも発生した施設の崩落など、様々な問題で不安を抱えています。現地では住民の方々によって「杉原メガソーラーを考える会」が作られ、大分県とも意見交換をしています。大分県では 2018 年 1 月に太陽光発電について敷地面積 20ha 以上であれば環境アセスメントの対象事業に加えましたが、事業者がこれ以前に再エネ特措法の認定を受けていけばアセスメントの対象外となります。

私は 8 月 23 日に、この問題で経済産業省からヒアリングを受けました。国としても環境アセスメントに太陽光発電を含めるよう検討を始めています。また今年 4 月には、太陽光発電の事業計画策定ガイドラインを改訂し、「地域との関係構築」として「事業者からの一方的な説明ではなく、自治体や地域住民の意見を聞きながら適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応すること」が規定されました。また、担当者は、「最近住民とのトラブルが多発している。法令を順守して、住民との共生が大切」という認識を示し、「条例制定によって一定の規制をかけている自治体もある」と話がありました。県としても県内で住民とトラブルになっている施設建設がある中で、事業者に対して、地域住民への説明責任を果たし、同意を求めるよう強力な指導が必要であります。また、規制のための県条例の制定や県独自のガイドライン等必要と考えますが、併せて答弁を求めます。

(生活環境部長)

メガソーラーの建設について、本県の環境影響評価条例は、太陽光発電事業の対象規模を都道府県で最小の 20ha 以上としており、他に先駆けて改正した。

条例では、環境影響評価の手続きの中で、地域における説明会の開催や、住民等からの意見に対する適切な配慮を規定し、県はそれらの確実な実施を指導している。

また、経過措置の対象となった事業者に対しても、改正の趣旨を踏まえ、条例に基づく環境影響評価の実施を強く求めている。

更に、小規模な太陽光発電施設についても、防災、環境保全、景観等の観点から適正な設置のあり方を検討しているところ。

今後とも、自然環境と共存したエコエネルギーの導入に努める。

(堤 県議)

事業者に対して同意を求めるような強力な指導が必要ではないかという質問ですが、それについて再度お答えください。

また、マスコミ報道で独自の県条例検討とされてましたが、どのようなもので検討されているのかどうか。併せて、独自のガイドライン等について検討するのかどうか、そこら辺を答弁を再度求めます。もう 1 つ許可の審査要領 3 条第 2 項において「申請者と関係市町村または自治会、町内会等の地縁による団体との環境の保全に関する協定等により地域住民との合意形成がなされていること」となっております。県として事業者に対し、協定書を締結するよう指導することも非常に大事な事です。一つの自治会でも協定が締結されなければ、開発申請を受理しないこと。という姿勢が必要だと思いが見解はどうでしょうか。再度答弁を求めます。

(生活環境部長)

これまでの指導につきましては、あくまでも環境保全の視点から経過措置になっておりますので、条例に基づきアセスメントを実施するように指導しております。

事業を円滑に進めるためには、事業者による自主的な環境アセスメントの実施、また地元住民との十分なコミュニケーションを図ることが必要だと考えて

おりますので、その点を指導しているところです。

条例ガイドラインの事ですが、現在県独自のあり方を検討しておりましてこの内容につきましては、現在精査しているところです。防災ですとか景観・環境保全に係る観点などから、そういうものを盛り込めるかどうかという所から検討していきたいと考えている。

現在、条例につきましては、県の環境保全の視点からは環境影響評価条例がありますので、経過措置それから、その対象にならないものは自主的環境配慮指針がありますので、そういったものからしっかりと指導していきたい。

太陽光発電につきましては、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインがあります。この事業者が事業の開始前に地方公共団体に相談すること、また必要に応じて地域住民への事前説明を行う事、などを求めていますのでこのような形で地域との共生が図られるように促しているところです。

(農林水産部長)

林地開発許可の検査要領の中で自治会等との環境保全に関する協定の締結の合意形成というところを定めておりまして、私共としては、しっかりと申請者に対してその実現に粘り強く働きかけていきたいと思っています。

しかしながら一方では、すべての自治会が1つでも反対すればというところについては、その事をもって直ちに申請を受け付けないという事にはならないのではないかなと思っています。

(堤 県議)

「かな」では困ります。じゃなくて、私が聞いたのは審査要領の中で地縁による団体との環境の保全に関する協定等合意形成がなされている事。合意形成がなされているという事が前提です。いま部長の答弁というのは、そういう合意形成が無い地域があったとしても申請を受け付けないという意図でしょ。じゃなくて、この審査要領からすると、部長の答弁というのは少しおかしいと思うのだけど再度答弁を。

生活部長、環境影響評価条例じゃなくて独自の条例をいま考え検討しているという認識でいいですね。

(農林水産部長)

繰り返しになるかもしれませんが、審査要領という位置付けは行政指導の範ちゅうという事になるかと思えますから、私共としてはしっかりと定めた以上は、しっかりと事業者に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。ただ、実情をお聞きしますと、全体は合意が出来ている、一部出来ていないという自治会もあるという様な事も伺っておりますので、その辺をまたどう判断していくかという所も議論になろうかと思えます。

(生活環境部長)

現在検討しているのは太陽光発電事業の円滑な推進のために、どのような形が適正な設置が出来るかというあり方を検討しておりまして、条例を制定するとかいう事は考えておりません。

(堤 県議)

地縁団体というのは自治会とか町内会ですから、それぞれの自治会で結ばなければならぬというのが要領ですから。最初言った言葉つまり、この要領に基づいて指導していくという立場を取られるというふうに言われましたから、是非そういう立場で進んでいきたい。メガソーラーの建設は大変です。場所分かりますか。非常に静かな環境で山の上にあれだけの広大な所に太陽光パネルが建つというのは、その地域に住んでいる人からみたら、そういうのが無いからこそ住んでいるわけですから、そういう住民の事を確認しながらやって頂きたい。

具体的な中身はいろいろ相談があると思えますから、その時はいろいろ相談乗って頂ければと思えます。

駅の無人化について

J R九州の駅無人化問題で知事は、先の議会で「公共交通機関としての役割を担う以上、J R九州は利用者である県民のニーズを十分に踏まえることも重要だと考える」と答弁しています。

8月22日にこの問題で日本共産党として国土交通省へ要望に行ってきました。無人化等について国交省は「地元の利用者の声を聞くことは重要である。この立場に立つよう JR九州には指導していく」「減便についても地元の理解がないまま実行したことは遺憾に思う。今後、地元と意思疎通を図るよう意見

を述べていく」と回答しました。積極的な回答と考えますが、県としてもこの立場で、J R九州と臨むことが大切と考えますが、答弁を求めます。

2つめに日田彦山線の復旧について

J R九州は、新聞報道によると日田彦山線の復旧について、バス高速輸送システムB R Tを検討していると報じられました。これまでJ R九州との協議では、財政的な支援策は別問題として、鉄道での復旧を前提に議論されてきました。ここにきて鉄道での復旧がさらに遠のくようなB R Tの提案は、到底受け入れられないことだと考えます。先ほどの国土交通省の「地元の声を聞くこと」とも反するやり方だと考えますが、どう対応していくのでしょうか答弁を求めます。

(知事)

まず駅の無人化について、本県にはJ R九州の4つの鉄道路線があり、通勤・通学等の日常生活や、観光等の経済活動において重要な役割を担っています。

一方で、急速な人口減少や他の交通機関との競合等により利用者が減少し、特に地方部において路線の維持・充実を図ることが難しくなっているとも言われています。

これを踏まえて、県としては、路線の維持と安全性・利便性の向上という2つの点において、J R九州との連携を更に深めることが重要と考えています。

J R九州においても、完全民営化された際に、国会での付帯決議として、「沿線地域の交通利便の確保に万全を期すべく沿線自治体等と密接な連携を図ること」が盛り込まれており、県との連携が求められています。

スマート・サポート・ステーションの導入を含めた無人化については、鉄道事業が厳しくなる中で、路線維持を行うための経営努力の一環であると受けとめています。

しかしながら、公共交通機関としての役割を担う以上、J R九州は安全性・利便性に対する県民ニーズを十分に踏まえるべきです。

県では、これまで県民の代表として、その声をJ R九州に直接届け、ニーズに合った輸送サービスを提供することや、利用者への丁寧な対応を求めてきました。スマート・サポート・ステーションの導入に当たっても、安全性を確保しながら進めることが重要であり、J R九州により導入が表明された後、直ち

に慎重な検討と住民への丁寧な説明を求めました。

J R九州としても、地域における住民説明会を開催したり、バリアフリー未整備駅では所要の工事を先行させるといった対応を行ったところです。

また、スマート・サポート・ステーションを導入した駅では、車いす介助者やベビーカー補助者の派遣、サポートスタッフの巡回等、様々な状況に応じた対応も用意していると聞いています。

これまで他の路線で実施されてきたものであり、その実績を踏まえ、引き続きJ R九州には丁寧な対応を求めている。J R九州は地域住民とのパートナーシップがあってこそその公共交通であることを発揮できる訳で、利用者の声を聞き、地元の理解を得ることが大事だと考えています。

今後も、鉄道路線の維持及び安全性・利便性の向上のため、J R九州には、県民ニーズをしっかりと伝えていきたいと考えている。

次に日田彦山線の復旧について、日田彦山線については、地域の皆さんが早期復旧を強く希望していることを踏まえ、日田彦山線復旧会議において「鉄道で復旧するための方策」と「継続的な運行の確保」の2つの事項について、現在、協議を重ねているところです。

「鉄道で復旧するための方策」では、復旧費の精査を行い、J R九州が当初、約70億円と見込んでいた復旧費は、本県と福岡県の災害復旧事業により、約56億円まで圧縮する目処がたちました。

先月、改正鉄道軌道整備法が施行され、黒字事業者であるJ R九州が行う、赤字路線の復旧にも公的支援が可能となりました。この制度をJ R九州が活用する際には、本県の負担も考えておかなければならないと思っています。

「継続的な運行の確保」では、復旧後の利用促進のため、観光振興等の様々な取組を提案しており、今後、議論すべきものと考えています。

そもそも復旧会議は、日田彦山線を鉄道で復旧することについて、関係自治体とJ R九州が合意のうえで設置したものであり、その他の輸送システムへの転換については何ら提案されたことはありません。

また、J R九州側が鉄道以外での形による復旧の可能性を記者会見で言及したとの報道があり、沿線住民及び自治体は、大きな不安を募らせていると感じています。

このため、J R九州に対して、福岡県・沿線3市町村とともに緊急要請を行い、「J R九州は、九州創生を加速させる重要なパートナーであることを再認

識するとともに、今回の災害復旧に向けて誠実に対応すべきであり、日田彦山線復旧会議の場において、復旧に向けた議論を進めていくこと」を強く要請したところです。

関係自治体とJR九州では意見が分かれている点もありますが、地元自治体として、また、事業者として、それぞれの立場から意見を表明し、これらを調整して合意形成を図ることが、復旧会議の役割だと考えています。

日田彦山線の復旧は喫緊の課題であり、沿線の福岡県と連携を密にしながら、出来るだけ早く結論を出していきたいと考えています。

(堤 県議)

無人化の問題について障がい者団体が署名活動を行い、7万筆以上、今も集まっています。それが障がい者の生の声なんです。駅員さんが居なくなると安心して乗れなくなるとか、予約をしないと乗れないのは差別だとか、そういった声が障がい者団体の方から上がっています。こういうふうな状況の時は、障がい者の方々の声を真摯にJR九州に届けるという事は絶対に必要だし、7万筆以上もの署名が集まっていることも、県は後押しをするような態度に立って頂きたい。基本は「安全対策は人の配置」だと思うが、そういうふうな立場から、必須という認識に立って頂く事が、障がい者団体にとって、県の後押ししてくれるという思いにもつながると思います。再度お伺いしたい。

それと、先ほどバリアフリー・点字ブロック等々を整えて無人化をするという話がありましたが、豊肥線の敷戸とか大分大学駅前というのが秋までにそういうバリアフリー化を整えて無人化すると公表されていますけれど、その後何か動きを掴んでいるのがあれば教えてください。

最後にBRTの問題を含めて報道されたという事で、JR九州に要請をしたという事ですが、JR九州から具体的にどういうふうな回答があったのか再度お聞かせください。

(知事)

駅の無人化について沿線の皆様方、特に障がいのある方やベビーカーを引っ張る子育て中のお母さま方が心配しているという事につきましては、よく理解をしているつもりです。

おっしゃるように、1番良いのはしっかり人を配置してやって頂くというの

がいいのですが、なかなかそういうふうに出せない状況もあるということも聞いておまして、沿線の皆様によく説明をして、ご心配している方々にこういうふうによれば心配ないんじゃないかという様な事を、JRとしてしっかりと対応をしてもらおう事が大事なんじゃないかというふうに考えているところです。

私どもとしてはこれからも沿線の住民の皆様方、特に障がいのある方等々の気持ちに立ってしっかりとJRにもものを言っていきたいというふうに思っているところです。

それから、大分大学駅等々のバリアフリー化が出来た後の実施について、私はまだ具体的には聞いておりませんが、方針は進めていると承知をしています。

(企画振興部長)

もう1つ、バスの高速輸送システムの件ですが、JR九州からは特段話がきておりません。

(堤 県議)

知事が、障がい者団体の気持ちに真摯に対応して頂くよう要請していきたいという事でもありますし、先日も東京で、障がい者の痛ましい転落事故があったって亡くなったという報道もされていきました。そういう点で、やはり無人化というのはそういった危惧を持ってしまう。いくらSSSがあったとしてもモニターカメラですから、それで注意喚起をしていくと。人手も少ないわけですから、そういう点で非常に危険な部分が出てくるとおもいますから、是非県としてもそういう立場で臨んで頂きたいと思っています。

敷戸駅と大分大学駅について、秋という流れが公表されてます。先ほどの立場から駅等についても無人化を中止する立場で臨んで頂きたい。

強く要請します。

県営住宅の営繕等について

私はこれまで「公営住宅をよくする会」の皆さんと一緒に、大空団地・城南団地・岩田団地など住民の営繕要望をたくさん聞いてきました。「夏の暑い日にシャワーで汗を流したい」「網戸が破れている」「畳がすり減っているのその上に敷物をしいている」など、たくさんの要望が出されています。しかし営

繕は予算の制約上なかなか進んでいないのが実態です。例えば下郡県営住宅では、「シャワーの設置については棟単位で8割以上の要望があれば、計画では2022年度頃の工事であるが、2016年度以降、給水管の工事と一緒に設置工事をしたい」ということで、県が2016年2月にアンケートをとり、1棟で設置要望が8割を超えました。「さあこれでシャワー設置ができる」と住民は喜んだのもつかの間、「予算の関係で当初計画である2022年くらいになる」と言い出す始末です。住民が「おかしいではないか」と言っても「予算の関係」と一点張りの回答でした。しかし予算といっても給水管工事含め約2500万円あればできます。このようなわずかな予算もないというのでしょうか。住民の期待を裏切るようなやり方には怒りを覚えます。公営住宅法第1条目的では、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し」、「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とうたっています。この趣旨からいっても営繕をきちんと行うための予算を増やすことが急務と考えます。さらに多くの県営住宅は建築後40年が過ぎ、老朽化も目立ちます。改修をしなければならないところもたくさんあります。全県の県営住宅の総点検が必要と考えます。併せて答弁を求めます。

(土木建築部長)

県営住宅の営繕等について、県では、効率的に安全で快適な住まいを将来に亘っていかに確保するかを目的として「公営住宅等長寿命化計画」を策定し、それに基づいて営繕に取り組んでいる。

あわせて定期的に、建築士等による法定点検や管理代行者による自主点検を行い、劣化状況を把握し、この計画に適宜反映させている。

また、日常的な入居者のからの修繕の申し出や、突発的な損傷は緊急点検等のうえ、随時把握し、対応方法を迅速に決定している。

それらを踏まえ、要修繕個所では優先順位を付け、順次修繕等を実施しているところ。

今後も引き続き、住民の安全・安心を第一に、各種点検を着実に行うとともに、必要な予算の確保に取り組む。

(堤 県議)

必要な予算は確保する、これは是非総務部長と相談しながらやって下さい。

岩田県営住宅でも営繕要望を聞く会を開きました。「4・5階の高層階の公募をしていないので、自治会運営にも支障が出てくる」との意見も出されました。

更に屋上の防水シート、断熱材が老朽化しほとんど役に立っていない中、4階5階エアコンもよく効かないくらい暑くなるなど要望がたくさん出されたが、いずれも予算上の問題で対応ができていません。このような住民の切実な要望に応えるのが家主としての県の責務と考えますが答弁を求めます。

(土木建築部長)

いま具体的に岩田住宅という事でお話がありました。先ほどから法定点検に加えて日常点検的な点検を行いながら当然屋上部分の漏水等の問題、そういった箇所も含めての点検も行っています。

今おっしゃられた内容が、全体の中の優先度の中で、どういうふうになっているのかという事を常に検討しながら見直している訳ですけど、具体的に緊急性についての確認を改めて、そこについてはこれまでもやってきていますが、今日のお話を受けて再度確認したいと思います。

(堤 県議)

是非確認してください。先ほど言った岩田県営住宅の4階5階の高層階は公募をかけて無いと、明野西も一緒です。つまり4階5階は退去修繕をして公募をかけても入居希望がなかなか集まらないという問題点はあるんだけど、それでも自治会運営とかゴミ出したとか掃除だとかいろいろ問題が生じて来ます。そういう高層階の退去修繕及び公募についてどのような考えを持っていますか。

(土木建築部長)

4階5階という高層階の公募の関係ですが、もちろん我々は住宅を希望されている方のニーズを聞いて、その中で例えば高齢者のバリアフリーであるとか様々な要求にきめ細やかに対応しようということで取り組んでいます。

その中で高層階、特に例えば子育ての為の改修を行って、そういった方々にご案内するとか、そういった工夫をしながら、確かに高齢の方は4階5階というのは厳しいというのはございますので、入居者の多種多様な方々への提供前提に、高層階の入居に関しては検討もしているところです。

(堤 県議)

子育て支援の住宅それは分かります。来年度は4階5階を改装してどのくらいの規模で入居をさせようと考えていますか。

(土木建築部長)

具体的な戸数等については承知しておりませんが、ただ予算枠としてこういった高齢者のバリアフリーとか子育て世代への間取りの変更等の施策として取り組んでいる。

(堤 県議)

充分予算を確保してやって頂きたいと思う。

新日鐵住金大分製鉄所のばいじんについて、日本共産党やばいじん公害をなくす会大分など市民団体の数年来にわたる、国や大分県・市・企業への要望活動等により、ここ数年は事業者との懇談も進み、降下ばいじん量等は低減していると感じられます。しかし大分製鉄所の背後地や周辺では、「工場側の窓は開けられない」「マンションの清掃費が高くつく」「ベランダに洗濯物を干せない」など住環境や健康面からみても、まだ耐え難いばいじん被害があります。公害は緩慢なる殺人と言われてもいます。降下ばいじん規制の更なる強化が求められます。

大分県として、企業と公害防止に関する細目協定を締結しています。確かに管理目標値を6t/㎥/月にしていますが、それでも先のような被害があります。細目協定では「一層の排出の抑制に努める」、「ばいじん粉塵の排出量及び周辺への影響を定量的に把握するための技術的な手法の構築に努める」と規定されています。住民にとって管理目標値が何トンであれば、ばいじん被害がなくせるのか知見がありません。大分県と市・企業が共同して科学的に何トンであれば、被害が最少になるのかを調査し、住民に示す必要があると考えます。さらに国に対しても降下ばいじんの規制法を作るよう求めるべきと考えますが、併せて答弁を求めます。

(生活環境部長)

新日鐵住金大分製鉄所のばいじんについて、県は、公害防止協定に基づき大分市と連携して対策の強化を指導してきた結果、降下ばいじん量は着実に低減

している。

被害が最小となる降下ばいじん量の数値化は難しいが、現在、事業者が構内から発生するばいじん等の排出量や周辺地域への影響の定量化について、データの集積や評価手法の構築に努めているところです。

降下ばいじんの法規制について、国は「大気汚染防止法で発生施設毎にばいじんや粉じんに関する基準が定められており、必要な措置は講じられている」との見解です。

県としては、今後も公害防止協定をしっかりと運用し、環境法令を所管する大分市とともにさらなる低減対策を事業者に求める。

(堤 県議)

科学的な知見つまり何トンであればそういった被害が無くなっていくのかというふうな事は、私も後背地に住んでいますけど、そういうふうな状況というのは6トンがいいのか3トンがいいのかそういうふうな科学的知見というのは県としてまた大分市とも協議しながらしていくべきだと思うのだけど、そこら辺のデータ収集はするとかしないとかそういう方向性はありますか。

(生活環境部長)

科学的知見で被害が最小になるというところはデータ収集等は予定しておりません。

環境省の事業として健康の方は環境保健サーベイランス調査を大分市が委託を受けて実施していますのでそういう数値的なものは確認していきたいと考えています。

(堤 県議)

サーベイランス調査は別にはいじんとかではないです。大分市全体の調査ですから、降下ばいじんについての調査を県としてもすべきじゃないかと思うのですが再度答弁を。

(生活環境部長)

降下ばいじんにつきましては、環境基準がないこともありまして、今現在、大気汚染防止法による発生施設毎のばいじんに対する排出規制、これをし

っかりと守って、行くことが大事だと思っています。

降下ばいじんには周辺道路粉じんなど事業所以外から出る物もかなり含まれておりますので、一律の確認は難しい。そういう事もありまして公害防止協定におきましても管理目標という事で設定をしているところです。

(堤 県議)

そういう声がありますから県としても大分市と協議をしながら、耳を傾けて頂きたいと思います。

教育関係にうつります。

障がい者雇用率の水増しについて、多くの中央省庁が雇用する障がい者の人数を、長年にわたり実際より水増しした数字で公表していた問題が、深刻な広がりを見せています。県教育委員会でも、国のガイドラインに反して県内の教職員 66 人を障がい者数に含めていたことが判明しました。これで障害者雇用率が 2.44%から 1.49%になりました。法定率を少なくとも 5 年前から満たしていないことも明らかになりました。これは 66 名もの障がい者の雇用がうばわれたことにもなり、県教委の責任は重大です。なぜこのような不祥事が起きたのか。この問題でどのように調査したのか。5 年以上前は水増しがなかったのか。今後法定雇用率を達成するための方策はどうするのか。答弁を求めます。

また、大分県知事部局や警察本部、企業局、病院局などではこのような実態がないのか総務部長の答弁を求めます。

続いて少人数学級についてです。

少人数学級は、これまでも議会等で取り上げてきました。しかし、いずれの答弁も、「チーム・ティーチングや習熟度別少人数指導など、柔軟に学習グループを編成しての少人数によるきめ細かな指導」をしている。「国に要請している」という消極的な答弁に終始していました。子どもたちや教職員の教育環境を積極的に整えていこうとする姿勢がなかなか見受けられません。

これまでも指摘してきましたが、教員の病気休職者数も、2008 年度から 2018 年 5 月までで延べ 1,066 人にのぼり、うち精神疾患は延べ 723 人で、全体の 67.8%を占めています。これは多忙化や長時間勤務などが大きく影響しているものと考えられます。これまで痛ましい過労死も起きています。多人数学級の解消を図ることで一人一人の子供たちに向き合った授業ができます。

職員の多忙な状況を解消し、学習効果を上げるためにも、少人数学級を拡充すべきと考えますが答弁を求めます。

続いて英語専科教員及び代替教員の確保についてです。

小学校では、2020年度の新学習指導要領の実施に先行して、2018年度より移行措置として新しい英語の授業が始まりました。これは、現在5・6年生が必修となっている「外国語活動」が前倒しされ、3・4年生で必修となり、5・6年生では「英語」という教科が追加されて成績がつくようになります。現場の教員からも「いまでも多忙化の中、新たな教科ができることによって、ますます多忙化するのではないか」などの不安や「英語専科教員は必要」との声もあります。県教委として専任教員を配置することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、病休や育休などの代替教員の確保が学校任せになっているとの指摘があります。県・市教育委員会が責任をもって確保することが必要と考えますが併せて答弁を求めます。

4つ目に小中学校等におけるエアコン設置について

幼稚園や小・中学校のエアコン設置については、2018年4月段階で、幼稚園60.9%、小学校44%、中学校48.9%になっています。今年中に設置完了の自治体もありますが、今年は猛暑と言われ熱中症で亡くなるケースが多発しています。エアコン設置は国から学校施設環境改善交付金で3分の1の補助が出ます。財政基盤の弱い自治体では3分の2の負担が厳しいところもあると考えられます。奈良県では設置促進のために財政上の支援策を講ずると報道されています。大分県としても普通教室やそれ以外でもエアコン設置の迅速化が図られるよう、市町村へ財政上の支援をする必要があると考えますが、答弁を求めます。

(教育長)

4点についてお答えします。まず障がい者雇用について、確認方法については、昨年度まで国の通知に「原則として」という文言があったことから、職員調書に障がいがある旨の記載のあった職員のうち、障害者手帳1級～6級に相当すると判断した者を含めていた。

再調査では、このうち、手帳の所持が明らかでなかった職員に、その有無を確認した。

5年前より前の取扱いについては、文書の保存年限を過ぎており、確認できない状況。

教員採用においては、特別枠を設けて試験を行っているが、受験者も少なく採用できてない年度が多い状況。法定雇用率を直ちに達成する具体策は見出せていない。知事部局と連携するとともに、他県の取組みも参考にしながら、対応策について検討していく。

次に少人数学級について、いじめや不登校など学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、本県では課題解決に向け、多くの県単独教職員・市町村単独教職員を配置している。

少人数学級を拡大し、継続的に実施していくには国の配分定数の充実が不可欠であり、引き続き国に対して要請していく。

勤務環境の整備については、専門人材の拡充などによる「チーム学校」の推薦や、労働時間の客観的な把握を通じて、勤務時間を意識した働き方を進めることなどにより、限られた時間の中でより効果的に教育活動が行われるよう取り組んでいく。

こうした取組を進めていくことで、子供たちの学力・体力の向上に繋げていきたい。

次に英語専科教員及び代替教員の確保です。本年度、英語専科指導教員を10名配置し、28校178学級で学級担任に代わり授業を行っている。また、小学校を兼務する中学校英語教員や市雇用の教員等38名が61校216学級で担任と共に授業を行っており併せて3～6年生全学級の1/4をカバーしている。

これまで、国や県の研修により、各地区の推進役となるリーダーや各校の中核となる教員295名を育成した。今後も引き続き育成研修を進めて教員の不安解消を図り、質の高い授業づくりの支援を行っていく。

代替教員については、教育庁内、教育事務所あわせて市町村教育委員会の協力を得ながらあらゆるルートを通じ確保に努めており、学校任せという認識は持っていません。

次に小中学校等におけるエアコン設置について、市町村立の小・中学校や幼稚園での空調整備には国から事業費の3分の1に対して学校施設環境改善交付金が手当され、地方負担分には、交付税措置のある有利な起債を発行ができる仕組みになっている。

県としては、国庫補助予算総額を確保することが重要であると考え、この6月には文部科学省に空調整備の重要性を訴え、来年度の予算確保を強く要望したところ。

平成31年度の概算要求では、空調整備も含めた公立学校施設の安全対策等の推進に係る経費として、今年度予算額の3.5倍を超える2,432億円が要求されている。

今後とも、市町村立学校での整備が促進されるよう、国に働きかけていく。

(総務部長)

知事部局の障がい者雇用について、知事部局における障がい者雇用率の算定にあたっては、国のガイドラインに沿って、職員数を適正に計上しているところ。

具体的には、障がいのある職員の実態調査の実施を全職員に周知し、申告に基づき、各所属において、障害者手帳の番号をはじめ、障がいの種類・程度や有効期限などを確認のうえ、報告してもらっている。

警察本部、企業局、病院局についても、同様に適正に職員数を計上していることを確認している。

(堤 県議)

障がい者雇用率の問題について、実際66人の障がい者の方々が雇用されなかった。

その問題についてどういうふうに認識していますか。66人の障がい者の雇用が出来なかったことについて。

併せて、教育庁は教育委員会で「行革の中で委託できる事業は出してきた。切り出せる事務が小さくなった。大きな数を雇うのはむつかしい」と発言しているが、どういう意味で発言されたのでしょうか。

(教育長)

手帳を所持していなかった66人の方というのは採用後に病気やけがで障害になったということで、いろいろ重い障害を抱えているということで職員調査票は上がってきている。それを1~6級に該当するしないという判断を、これまでやってきていたということで、今回手帳以外はだめということになったと

ということで、実質的にその分が雇用率に反映されないという形になったという事です。

我々としてはこれまでと同じ扱いをしてきたという事で、今回の認識不足ということがあるわけですが、特に悪意を持ったり、率を達成するだけのために、そういうふうに拾い上げてきたというふうな認識もありませんし、やってきてもいないという事です。

切り出しが厳しいという話をいたしましたけれど、いま学校現場では事務系というのは委託に出したり、行革の中で、かつては用務員・事務系の補助員の方もたくさんいましたけれども、そういう所を全部整理してきました。

そして外で委託等でやれる分は外に出してきたという状況。そういった事から、事務職員系も非常に少なくなっている訳ですが、そういった中でさらにいろんな仕事の切り出しをしていくとなると、なかなか難しい状況があるなという事です。

その為に新たに何か仕事を作りましょうという話しにするのは又話が違ってきてしまうのかなという事で、どういう部分がうまく切り出していけるのかということは、検討を始めておりますがなかなか難しい状況があるなというのが実態です。

(堤 県議)

さっきの質問は、66名の障がい者が雇用を奪われた。つまり66名が入れなかった。それについてどういう認識をされていますかというのが1点。先ほどの教育委員会での教育長の話ですが、やはり切り出せる事務が少なかったというふうな事になると、突き詰めていけば障害を持っている方に出す仕事はなかなか無いと。そういうふうな認識が教育長の中にあるのではないかなと思います。

委託事業というのは事務とか清掃だとかそういうものについては、軽微な障害を持っている方に対しては門戸は広げていかれる部分だと思います。では重度障害を持っておられる方はどう対応するのかという問題も出てくる。

県教委とすれば、支援学校の就労支援だとか、障害者の人権とかそういうのを扱ってる部局でもあります。そういう点からすると、先ほどの教育長の切り出せる事務の問題というのは非常に問題があるのではと思います。2点再度伺います。

(教育長)

66 名の方が採用されなかったという事になるのではないかという事ですが、結果的にみると法定率に達してなかった訳ですから、なかなかそこに入れ込むことが努力不足だったのではないかということになると思います。

ただ切り出しが難しいという事ですが、事務系にも当然障がい者の方を採用できるように門戸を広げておりますし、一番大事なのは教育の現場でやって頂けるのありがたい訳ですけど、そのための門戸開放を九州では初めて 14 年から始めております。

ただ実態として、なかなか受験をされる方が少ない。採用できない年もかなり多いという状況。

我々は全体で 1 万人近くいるわけですけど、事務系はその 10 分の 1 くらいです。学校現場も全部入れてです。

そこの中の仕事量というのは少ない。教育現場の仕事というのは多い訳ですけど、その為には一定程度の免許は持って頂いて、試験を受けて頂くというのはこれはもう教員としての我々が採用する上で特に一次試験で教養、それから専門試験を行いますけど、そこはクリアして頂かないといけないということになる。

障がいがあるからと、それだけを持って採用するというのはおかしなことになる。教育の現場で働いて頂くという事においては、一定程度の能力をクリアして頂く必要がある。試験そのものは広くオープンにしていますが、なかなかそこに入って頂ける方が少ないという事で、各県見てもこの所に工夫が無いかなと探していますが、なかなか難しい状況。

切り出しが難しいという事もいま言いましたように、仕事自体を大変コンパクトにしていこうという流れを作ってきました。

それは障がい者を排除しようという考えではなくて、全体としてコストダウンを図ろうという事でしてきている中から、今ある仕事の中で、障がい者向けにできる分というのはなかなか厳しい面もあるという事。

事務系に入って頂けるのは大いに結構な事ですので、採用試験もやっておりますし、入って頂くのは歓迎いたします。状況としては、そんな状況があるという事です。

(堤 県議)

結局どうやって 2、4%分を取り戻していくのかというビジョンが全く見えない。

難しい、知事部局と相談するという様な程度の答弁ですから、具体的な内容とか非常に見えにくい問題点があると思う。

今回の水増しの問題を知事としてどのように考え対処していくつもりですか。

(知事)

今、教育長からお答えを申し上げた通りでございますが、実際の数から 66 名が水増しだったという事ですが、これにつきましてはいろいろな難しい問題があるからこそ昨年までは原則として障害者手帳を持っておられる方というふうになってた。

ところが今回からはしっかり障害者手帳で確認することとなったから、66 人というのが浮き出てきたわけです。

しかし、実際のところはやっぱり障害を公にしないで、自分で障害を乗り越えながら仕事をするんだということで頑張っただけの方もおられるし、障害者手帳をもらってやってる方もおられるし、そこは障がい者のそれぞれの方々の選択だろうと思っています。

そのこの所は尊重しなければならない問題ですから、こんなことになったのではないかと思いますし、やむを得ないところでもあるわけです。

したがって今回 1 つのやり方としてこの 66 名の確認の仕方について、必ずしも障害者手帳を持っているというふうに、国の一律の基準をその通りでいいのかという事は、少し考えてみる必要はあるかなと思っています。

やるにしても慎重な手続きを得ながらやった方がいいかなと。本人のご意向を確認しながら、それでも足りないかもしれないその時に、なかなか大変だという事を教育長が申し上げたんですが、だからやらなくていいですよというつもりは全くなくて、それは大変なんだけれども、困難を乗り越えてでも何かやりたいなど、やらなきゃいけないなという気持ちで対応しています。そのこの所は誤解のないように。

言い逃れをして、やめようという事ではなくて、なんとか対応したいだけでもなかなか苦心してますと受け取って頂ければなんとか早く結論を出したいと思っている。

(堤 県議)

3年後にはこの法定が教育委員会2.5上がりますよね。そういう点では、いま知事や教育長も言われましたが、障がい者の方々の身に立ってぜひ採用の人事についてやって頂きたい。

続いて少人数学級について、いま国に対しても35人以下学級求める要請等上がっていると思うのですが、県教委として、小学校1・2年、中学校1年の少人数学級はどのような成果があると思いますか。

それに合わせて、一遍に全部の学年をするのではなく、例えば3年生を拡充するとか4年生をする、中学校2年生だけをするとか、そういう段階的な事も可能性としてはあると思うのですが、それについてどうでしょう。

(教育長)

少人数学級そのもの1・2年生、中1に入れてはいますが、その効果はどうかということですが、特にこの小学校1・2年では、基本的な生活習慣や学習習慣の早期の添削に効果があると、中1では急激な環境変化の中での生徒指導上の対応又学習習慣の早期確立などに成果が表れてきていると思います。

ただこれを段階的にでも増やしていこうということになりますと、やはり1学年で6・7億円づつ掛かる。それが階段式に積みあがるわけですからそれをなかなか踏み込むという事は厳しい状況にあるということをご理解いただきたいと思う。

(堤 県議)

35人以下学級にした場合で、小学校3年から6年までした場合、約9億7千万円くらい、中学2・3年で4億6千万円。中学校2年生だけであればそんなに金額はいらないわけです。そういうのをもう少し具体的に考えていけないかなと思いますので再度お聞きします。

それとエアコンの問題、私の地元にある城東中学校では、今年6月に普通教室には念願のエアコンが設置をされ喜ばれています。昨年までは学校やPTAが用意した扇風機でまぎらわしていましたが、子供や保護者から「夏は学習に集中できる環境ではない」と苦痛の声が上がっていました。県下の普通教室には今後どれくらいの期間でエアコンが設置できる見込みなのでしょうか。また特別教室の設置状況はどうなっているのでしょうか、2点についてお伺いします。

(教育長)

今申し上げましたように 30 人 35 人でそれなりの数字になるのではないかという話しですが、その点に関して我々もこれまでいろんな形で手立てを講じてきているという状況は理解いただきたい。今出来る出来ないという一段階ずつという話しよりも、今やっている少人数への色々な対策ここはしっかり続けていく必要があると思っている。

エアコン設置につきまして、特に県立学校においても今、P T A等の支援を受けまして高校においては 100%に近い状況がありますけれど、小学校においてはなかなか厳しい状況があるという事で、今年の猛暑を受けて国の方で方針が出されているという事で、早いうちにはその所が整ってくるのではないかなと思っています。はっきり年限をきっていつという事は言いにくいですが、今年も声が上がっていますので、早いうちに進んでいくのではないかと理解しています。

(堤 県議)

成果が上がっているのですから検討してください。

次に住宅リフォーム助成制度について。

2015 年全国商工団体連合会が住宅リフォーム助成制度について調査を行い、全国 603 自治体で制度が作られています。県でも静岡・秋田・山形・福島で作られています。住宅リフォーム助成制度は「地域経済の好循環と住民の住環境の整備に大いに役立つ」として全国的に広がっているものです。大分県でも今年 1 月までで高齢者・子育て・三世代のリフォーム件数は 127 件約 2000 万円の助成をしています。政策的目的でもある耐震化工事も当然大切ですが、県として「中小企業活性化条例」を作り、県内中小企業支援策を打ち出している時だからこそ、経済波及効果の大きい一般的な住宅リフォーム助成制度へと拡充すべきでないでしょうか。答弁を求めます。

続いて子ども医療費助成制度について。

大分県内 18 市町村では、子ども医療費助成制度が実施されています。特に、豊後高田市、由布市、国東市などは高校生までがその対象となっています。どこに住んでいても同じ医療費負担で受診できるようにするためには、国として制度を創設することが当然必要なことではあります。それまでこの状況を放置しておいてよいということではありません。「大分市など人口の多いところが実施していないから」とか「財政上の問題」などは、行政の問題であり、子

どもたちに責任はありません。県として中学卒業まで通院の医療費助成制度を拡充すべきと考えますが答弁を求めます。

(土木建築部長)

住宅リフォーム助成制度について、県では、安心・活力・発展プラン 2015に基づき、木造住宅等の耐震化や高齢者、子育て世帯等が安心して健康的に暮らせることを目的に住宅リフォームを促進しているところ。

子育て支援型など、それぞれのリフォーム実績は、ここ数年増加傾向であり、今後も潜在的なニーズがあると考えている。

本制度を利用するにあたっては、工事施工者を県内企業に限定していることから、地場企業の受注機会の拡大が図られ、一定の経済波及効果をもたらしている。

今後も、政策目的に沿って、より一層の制度周知を図りながら、これらの利用促進に努めていく。

(福祉保管部長)

子供医療費助成制度について、医療費に係る助成制度は、安定的・持続的な制度運営が求められ、小児でも医療体制の崩壊を招くことのないよう留意が必要。

他方、本県が進める子育て満足度日本一の中でも、医療費助成のニーズが高いことは承知している。

そこで、本県では、限られた財源の中で、保護者の負担額が大きい入院は小中学生まで、通院は受診回数が多い未就学児までを対象に実施している。

市町村では、地域ニーズや財政状況も踏まえ、この基礎的な部分に上乘せし、現在 14 市町村が中学生まで通院医療費を助成。中津市と宇佐市も来年 7 月から拡大見込み。

県としては、医療費助成のみならず、待機児童解消や保育料の減免、病児保育の助成、放課後児童クラブの拡充や利用料減免など、バランスを取りながら総合的な子育て環境の充実に引き続き取り組んでいく。

(堤 栄三)

住宅リフォーム制度についてですが、確かに政策的目的で耐震化工事だとか、三世代だとかいろいろやっています。

これを否定するつもりはありませんし、積極的にやっていく必要があると思います。もう一つ県内の中小企業業者が仕事の拡充が出来るというのは一般的な住宅リフォーム助成制度。全国的にこれに取り組まれている事は地元自治体の中小零細業者に仕事を回して、それが県税収入市税収入に反映されるという思惑もあると思う。

そういう点からすると、一般的な住宅リフォーム助成制度の本格的な検討を加えていく、または、県で実施している所はありますから、そういうところを調査し、どういう経済効果が出ているのかという事も含めて一度調査をしてもらいたい。

もう一つ、経済効果があると部長が答弁されてましたが、だいたいどれくらいの経済効果があると認識されていますか。

その2点をお伺いします。

(土木建築部長)

まず現在の調査の状況ですが、先ほど質問の中にもありましたが、各県の状況を調べました。その中にあるのは、県についてリフォーム助成制度といえるものかどうかも含めてあります。

但し、いずれも政策目的という事でした。市町村の関係については、地域ごとに様々な事情がありますから、その詳細には調べきれませんが、県レベルで見るとはその通りでしたし、私たち一定程度の経済効果という事でお答えしましたが、昨年29年度の助成制度で出された県費約2000万円ということですが、事業のスキームから考えると十分の一相当に相当しますので、10倍、2億円程度はこの事業によって経済波及に繋がったのではないかと。リフォームというのは比較的小規模な工事が多いということなので、そういう意味では地域の対応できる企業への波及というのは直接的につながる。従って一般的なリフォームに広げる事についての考え方ではありません。

(堤 県議)

農林水産部長に聞きます。住宅リフォーム助成制度の中で、県産材等々を使う事によって県産材の利用拡大になると思うが、林業の立場からしたら住宅リフォーム助成制度というのはどのように考えていますか。

(農林水産部長)

林業の立場からということでお答えします。県産材の有効利用という、県民が皆さん活用して頂くということは今までも進めてきていますし、これからも進めていきたい。

皆さんが家を建てる時には是非県産材を使っていたらいいと思っっている。ただ住宅リフォーム助成制度を作るとなると、また別の判断が入ってくるのではないかと思っっている。

(堤 県議)

今後も協議しながら拡充していきたいと思っう。

子供医療費ですが、大分市と別府市が県の制度と一緒に残っっています。人口で見れば半分くらいが中学校または高校まで実現している。残りの半分が未就学児という状況。これまで県として約 9 億円から 10 億のお金が必要という。半分近くの市町村が実施して、自治体が自己負担している。それを県が実施をすればその分更に拡充が出来る。そういう立場が必要だと思っうが、大分市と別府市の後押しをする為にも県として必要だと思っうが再度答弁を求めます。

(福祉保健部長)

ご指摘の大分市・別府市ですが、子供の人口比でいいますと 2 つを足すと 5 割を超えていると思っいます。大分市・別府市の支援となると、大分市の方では 6 月議会で低所得者対策の観点から、子供医療費助成の拡大を検討しているという答弁もありました。全体的には今まで進めてきた 14 市町村に加えまして、中津・宇佐を来年 7 月からするということですけど、それぞれの判断があつたと思っう。それは地域のニーズですとか、地元の医師会そういった所の医療のちゃんとできるかといった観点もありましたし、財源的な裏打ちも取れてやってきたのだろうと。ふるさと納税を使ったという市もありました。総合的に見まして県としては総合的な観点からいろいろ検討していきたいと思っいます。

(堤 県議)

以上で終わります。